

公益財団法人全日本軟式野球連盟 倫理規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人全日本軟式野球連盟（以下「本連盟」という）の役員及び職員（以下「役・職員」という）の倫理に関する基本になるべき事項を定めることにより、本連盟の目的、事業執行の公正さに対する国民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって本連盟に対する社会的な信頼を確保することを目的とする。

(役・職員の範囲)

第2条 この規程において、役員とは、本連盟理事・監事及び評議員をいう。

2 職員とは、本連盟事務局職員をいう。

(役・職員の遵守事項)

第3条 本連盟は、関係法令及び本連盟定款、倫理規程その他の規程・内規を遵守し、社会的規範にもとることなく適正に事業を運営しなければならない。

- 2 役・職員は、暴力・セクシャルハラスメント及びドーピング等薬物乱用などの行為を絶対に行ってはならない。
- 3 役・職員は、個人の名誉を重んじ、プライバシーに配慮しなければならない。
- 4 役・職員は、公益活動に従事していることを十分に自覚し、その職務や地位を私的な利益の追求に利用することがあってはならない。
- 5 役・職員は、補助金、助成金等の経理処理に関し、公益法人会計基準に基づく適正な処理を行い、決して他の目的への流用や不正行為を行ってはならない。
- 6 役・職員は、自らの社会的立場を認識し、常に自らを厳しく律し、本連盟の信頼を確保するよう責任ある行動を取らなければならない。
- 7 役・職員は、事業活動に関する透明性を図る為、その活動状況、運営内容、財務資料等を開示し、社会の理解と信頼の向上に努めなければならない。

(倫理委員会の設置)

第4条 この規程の実行性を確保するため、必要あるときは理事会の決議に基づき、倫理委員会を設置し、この規程の遵守状況を監督し、その実効性を確保する。

第5条 役・職員は、この規程に違反する行為を行ったおそれがあると認められる場合は、管理責任者（専務理事）は直ちに調査を開始し、調査の結果、当該役・職員がこの規程に違反する行為があったと認められる場合においては、会長が倫理委員会の意見を聴取した上で、必要措置をとるものとする。ただし、この場合、理事会及び評議員会で決議する前に、当該役・職員に弁明の機会を与えなければならない。連盟の規則等に特別の定めがある場合を除くほか、その勤務時間中は連盟の職務に専念しなければならない。

- 2 前項の職員に関する対処は、本連盟服務規程の定めに基づき、厳正に取り扱うものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則 この規程は、平成25年1月7日から施行する。